



平成 25 年 10 月 31 日

各 位

| | |
|-------|---|
| 会 社 名 | 株式会社リコー |
| 代表者名 | 代表取締役 社長執行役員 三浦 善司 (コード番号 7752、東・名証第 1 部、福、札) |
| 問合わせ先 | 総合経営企画室 コーポレートコミュニケーションセンター I R 室長 本田 雅久 電話番号 03 (6278) 5254 |

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部の変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況および変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する。

(3) 変更予定日

平成 26 年 1 月 1 日

(参考) 平成 26 年 1 月 1 日をもって、東京、名古屋、福岡および札幌の各証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| 第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする | 第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする 附則 <u>第1条</u> 第 8 条の変更は、平成 26 年 1 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、 <u>効力発生までは従前どおり次のとおりとする</u> <u>第 8 条 (単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、1,000 株とする</u> <u>第2条</u> 本附則第 1 条の規定は、 <u>第 8 条の変更の効力発生日にこれを削除する</u> |

以 上